企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務　質疑回答書

令和５年4月 28日付で提出のありました質疑について、下記のとおり回答いたします。

No.	質　疑	回　答
1	実施要領 2.業務概要より 契約期間が令和６年３月29日までとなっておりますが、30 日･31 日に寄附をいただいた場合どうなりますでしょうか。	３ 月 30 日･31 日に寄附を受領した場合にも当契約における委託料の支払い対象となります。 契約期間について、３ 月 29 日までとするか、３月31日までとするかは、現在内部で調整しておりますが、いずれにしても上記内容には変更ありません。 契約候補者との契約の際には、契約期間について、最終的な仕様書に記載いたします。
2	実施要領 5.審査方法等より 契約候補者は何者を予定しておりますか。	契約候補者数の上限は定めておりません。実施要領の別表「企業版ふるさと納税マッチング支援委託業務　審査基準」に定める要件を満たす点数がつけられた提案者すべてを契約候補者とします。
3	実施要領 7.契約手続より 契約書のひな型は当社様式にて対応いただけますでしょうか。	契約書のひな型については、各社で扱う様式がある場合には、各社様式にて対応いたしますが、記載内容については古河市契約規則で定めるもののほか、双方協議のうえ決定します。
4	万が一寄附が集まらなかった際、ペナルティ等がありますか。	寄附実績がないことによるペナルティ等はありません。